

死後の事務委任契約の可能性について

黒田 美亜紀

はじめに

自分が死亡した後に行われる葬儀や埋葬などの事務を予め信頼する他人に任せておきたいと考える人が増えている。しかし、死後の事務委任契約の法律関係は必ずしも解明されていない。委任者が受任者を強く信頼するが故に死後の事務処理を委託しているのに、委任者が死亡すると委任契約が終了する（民法653条1号〔以下、特に断りのない限り、民法については条文数のみで示すこととする〕）と考えるのでは、委任者の意思を反映する余地がない。

後見制度の利用者（成年被後見人以外に被保佐人・被補助人、任意後見制度の利用者も含むが、以下では被後見人を中心に叙述を進める）が死亡すると、後見が終了して後見人の権限は原則として消滅する。しかし、後見の社会化が進み第三者後見人が増える中で、利用者の死亡後にさまざまな事務を後見人が処理するよう期待されるケースも少なくない。ここでは、後見人のほとんどが親族であったときには顕在化しなかった問題、すなわち後見人はどのような権限に基づいて利用者死亡後の事務を行うのか、という問題が生じる。これは、通常の委任契約により死後の事務処理を委託できるかという問題とほぼ共通している。

I 従来の議論

1 前提

成年後見制度の利用者が死亡すると、後見は絶対的に終了（＝後見人の地位や権限は消滅）し、相続が開始（882条）する。

- * 後見人が行うべき義務的事務
- ①管理計算（870条）
 - ②終了登記の申請（後見登記法8条1項）、
 - ③家庭裁判所への報告

後見人は、利用者が死亡する以前に後見人が管理していた相続財産を、適格者に引き渡すまで保管することになるが、これらについては応急処分義務（654条）によって正当化可能。

本来後見人は、これらの義務とされる事務だけを履行すればよいところ、実際には、後見人であったことにより生じる上記の事後的な事務にとどまらず、例えば、死亡届、葬儀、埋火葬、法要、入院費・施設費の支払い、居住空間の明渡し、公的年金・社会保険等の手続など、さまざま

な事務を処理するよう期待されることが多い。特に利用者に身寄りがない場合にそのニーズが大きい。このとき、後見人が行う事務処理をどのようにして正当化することができるか、という問題が生ずる。

また、任意後見では、死後事務についても任意後見人に委託したいと考える利用者が多い。さらに、成年後見の場面にとどまらず、身寄りがないために死後事務を他人に委託したい、あるいは相続人がいても疎遠であるため死後事務を信頼する他人に委託したいと考える人が増加している。ここでは死亡した委任者の意思を尊重することがどこまで許されるか、が問題となる。

どちらにおいても、後見人・受任者の権限を無制限に認めることは、現行の法制度、特に相続法秩序との摩擦を生じる¹。

2 利用者の死亡と成年後見人の権限

(1) 法定後見

(ア) 応急処分義務

後見が終了すると、後見人は応急処分義務を負う（後見につき874条、保佐につき876条の5第3項、補助につき876条の10第2項による654条の準用）。その効果として、後見人には応急処分義務の範囲内で利用者の生前と同一の地位と権限が認められる。

応急処分義務の範囲内にあるといえるのは、「急迫の事情」があってなされた「必要な処分」

- ・急迫の事情 相続人に事務を引き継ぐまで待つと損害が生じるおそれがあり、引き継ぎを待てない場合
- ・必要な処分 問題となっている事務を相続人等が執り行わない場合に、直接の経済的利害関係を有している相続人の利益を考慮して定まる

⇒ 問題となっている事務が相続財産の処分に該当する場合には注意が必要

(イ) 事務管理

応急処分義務で処理できないものは、事務管理の法理によって正当化せざるをない。

問題となっている事務を相続人等が行わないことを前提とし、後見人が相続人のために自己の義務ではない事務を処理し、しかもそれが相続人の意思および利益に不適合でない場合には、事務管理が成立する。

(2) 任意後見

後見が終了すると、後見人は応急処分義務を負う（654条）。応急処分義務の範囲については基本的に法定後見の場合の議論が妥当する。→任意後見契約の内容次第。

3 委任者の死亡と委任契約

(1) 前提

委任による代理権は、委任者が判断能力を喪失しても消滅しない（111条、653条参照）ので、判断能力減退後の事務処理を、任意後見契約²によるのではなく、任意代理契約により他人に委託することも可能である。

(2) 委任者死亡の場合の法律関係

委任契約が委任者の死亡により終了するとする民法653条1号は任意規定であり、反対の特約が可能。

→・委任者が死亡しても終了しないとの当事者の合意がある場合には、当該委任は終了しない。
・明示の特約がなくても、委任事務の内容や性質、契約時の事情、慣習などから、委任者が死亡しても委任契約が存続するものとして例外的に取り扱うべき場合を学説・裁判例とも広く認めている。

ex. 受任者が委任者の死亡を知らない場合（655条）

受任者や相続人の利益を保護する必要性がある場合

II 新たな類型の委任契約

1 裁判例の紹介

(1) 最判平成4・9・22金法1358号55頁（以下、「平成4年最判」とする）

(ア) 事案

- ① 昭和62年3月はじめ、入院加療中のAは、同人名義の預貯金通帳、印章および金員（郵便貯金から38万2,000円＋銀行預金から207万972円）を友人Yに交付して、Aの入院中の諸費用の支払い、Aの死後の葬式を含む法要の施行とその費用の支払い、Aが入院中に世話になった家政婦のBおよび友人Cに対する応分の謝礼金の支払いをする旨の委任契約を締結。
- ② 昭和62年3月28日にAが死亡した後、Yは上記依頼の趣旨に沿って葬儀や法要を執り行い³、病院関連費用（62万円）、葬儀関連費用（45万円、うち葬儀費23万円）、四十九日忌までの法要費用（25万8,000円）並びにBおよびCへの各謝礼金（各20万円）を支払った。
- ③ Aの相続人X（Aの異父妹。Yの委任事務処理終了後の昭和63年1月8日、遺産分割協議によりAの相続財産をすべて相続）がYに対して預貯金通帳、印章および金員の返還などを求めて提訴。

〈Xの主張〉

- (i) YはAから預かっていた預貯金通帳および印章をXに返還すべき

- (ii) Yが支払った葬儀費用(23万円)、お布施(葬儀、三十七日忌、四十九日忌の3回分で18万円)、および一部の料理代(3万3,646円)は相当な出費であるが、それ以外はすべてYが不法に所得したものであり、Xに対して同額の損害賠償責任を負う

〈Yの反論〉

費用などの支出はAとの委任契約によるものであり不法行為ではない

Aは、生前・死後の一切の事務をYに委任するとともにA所有の一切の財産をYに贈与した

〈原審(高松高判平3・8・29判例集未登載)〉……X勝訴

A Y間には、Aの死後の事務処理を含めた法律行為等の委任契約が成立したと認定

(i) について

- ・委任契約は委任者の死亡によって終了するから、Xの請求には理由があるとして、認容

(ii) について

- ・葬儀および法要、病院の治療費ならびにBおよびCへの付添費の支払いは、相続人の意思に添うもので、不法行為でない
- ・Bへの謝礼金支払いは、相続人が黙示に承諾したものでこの支出も正当
- ・Cへの謝礼金支払いは、相続人の承諾を得ずにしたもので不法行為となり、損害賠償責任を負う

(イ) 判旨……破棄差し戻し

「しかしながら、自己の死後の事務を含めた法律行為等の委任契約がAと上告人(Y)との間に成立したとの原審の認定は、当然に、委任者Aの死亡によっても右契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨のものというべく、民法653条の法意がかかる合意の効力を否定するものでないことは疑いを容れないところである。

しかるに、原判決がAの死後の事務処理の委任契約の成立を認定しながら、この契約が民法653条の規定によりAの死亡と同時に当然に終了すべきものとしたのは、同条の解釈適用を誤り、ひいては理由そごの違法があるに帰し、右違法は判決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるといわなければならない。この点をいう論旨は理由があり、原判決中、Y敗訴の部分は破棄を免れない。そして、右部分について、当事者間に成立した契約が、前記説示のような同条の法意の下において委任者の死亡によって当然には終了することのない委任契約であるか、あるいは所論の負担付贈与契約であるかなどを含め、改めて、その法的性質につき更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。」

(2) 東京高判平成21・12・21判時2073号32頁(以下、「平成21年東京高判」とする)

(ア) 事案

- ① 平成8年5月頃、Aは、宗教法人甲寺が管理する墓地に墓を建立し、僧侶Yに対し、自分の葬儀および一切の供養を依頼し、供養料として300万円を交付した(第一準委任契約)。

- ② Aは、Aの甥で宗教法人乙院の住職XおよびB（Xの母でAの妹）から①について責められる。Yに対して交付金の返還を求める内容の下書きのメモをXから送られ、Bに対して知り合いの弁護士から手紙を出すよう依頼。
- ③ 平成15年12月8日付通知書で、Bの弁護士が、Yに対し、葬儀および永代供養をYに依頼する必要がなくなったとして交付金の返還を求めた。
- ④ 平成16年1月10日、AはYと面会し、改めて自己の写真を墓に納めて永代供養することを依頼した（第二準委任契約）。
- ⑤ A死亡。Aの遺言により、Xが葬儀および祭祀主催者に指定された。

〈Xの主張〉

- (i) 主位的請求 本件第一準委任契約は原始的又は後発的不能であるから、その事務処理費用として前払いされた300万円は、Yの不当利得になるとして、その返還を求める
- (ii) 予備的請求 第二準委任契約は解除されたとして、本件交付金の返還を求める

〈原審（東京地判平21・4・22判例集未登載）〉……Xの請求を棄却

有償の第一準委任契約及び第二準委任契約の成立を認め、YがAの永代供養を行っている事実がある以上、第二準委任契約を解除しても、その解除により、本件交付金の返還を求めることはできない。

イ) 判旨……Xの控訴を棄却

(i) について

「遺言は遺言者が死亡するまで、何時にても新たな遺言を作成して、従前の遺言内容を変更することが可能であり、また遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる（民法985条1項）のであるから、Xを葬儀及び祭祀の主宰者として指定する遺言が作成されたことのみをもって、本件第二準委任契約の事務が社会通念上履行不能又は後発的不能となったとはいえない。」

また、本件墓にAの写真を納めて、永代供養するという本件第二準委任契約の事務は、宗教法人甲寺の僧侶であるYにとっては、容易に行うことができるものであるから、「Aの遺言により同じ日蓮宗の住職であるXが葬儀及び祭祀の主宰者として指定されたとしても、このことにより、Yが本件第二準委任契約の上記事務を遂行することが、社会通念上履行不能又は後発的不能となったと解することは相当でない。」

(ii) について

平成4年最判を参照して任者の死亡後における事務処理を依頼する旨の委任契約においては、委任者の死亡によっても当然に同契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨と解されるとし、「委任者は、自己の死亡後に契約に従って事務が履行がされることを想定して契約を締結しているのであるから、契約を履行させることが不合理と認められる特段の事情がない限り、委任者の地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない合意をも包

含する趣旨と解することが相当である。』

本件では、「Aとしては、Xに対する祭祀の承継者の指定とは別に、あえてYに対し、本件墓をいわばお墓の別荘としてA自身のために永代供養してもらうことを企図していたものと解される。そして、本件第二準委任契約の事務の…内容は明確であり、かつ実現可能なものであり、また極めて宗教的で委任者の内心の自由にかかわる事務であり、その対価も供養としてお経を上げるなどの宗教的行為をしてもらうことの謝礼としての意味を有し、依頼する者の宗教心に基づくものと解されるところ、本件において供養料は、Aにおいて既に支払済みであって、Aの地位を承継したXには特に履行すべき義務はないのである。』

こうした諸事情を総合すると、「本件第二準委任契約においては、委任者であるAが死亡し、祭祀承継者としてXが委任者の地位を承継することとなったとしても、Xに同契約を解除することを許さない合意を包含する趣旨と解するのが相当である。』

2 もっぱら死後の事務処理を目的とする委任契約

(1) 事案

(ア) 平成4年最判

- (i) 委任者……死期を悟った高齢者
- (ii) 委任契約の内容……委任者の死後の事務処理を含む法律行為等
- (iii) 委任が終了しない根拠……特約

明示の特約はなかったが、委任契約の内容や性質および契約締結時の諸事情から委任を終了させないとする当事者の意思（合意）を推認して特約を認定し、そのような合意が当該委任契約に当然含まれるため委任が終了しないとした

- (iv) 委任契約の目的……死後の事務処理に自己の意思を反映させること

(イ) 平成21年東京高判

- (i) 委任者……死期を悟った高齢者
- (ii) 委任契約の内容……委任者の死後にしかできない事務処理
- (iii) 委任契約が終了しない根拠……当事者の合意

平成4年最判に依拠。その上で、契約の内容に不明確性や実現困難性があるため履行負担が加重であるなど契約の履行が不合理と認められる特段の事情がない限り、委任者の遺言により指定された祭祀主宰者が同契約を解除して終了させることを許さない合意をも包含するとして、当事者の合意を根拠に準委任契約の終了および委任者の地位の承継者からの解除を認めないとした（解除権の放棄を推認）。

- (iv) 委任契約の目的……死後にしかできない事務処理に自己の意思を反映させること

(2) 問題となりうる事項

- (ア) 契約当事者（受任者が義務を負う相手方は誰か）

受任者は相続人の受任者になる、つまり相続人が新たな委任者と解するほかない。

- (イ) 相続人の解除権←新たに委任者の地位につく相続人が自由に解除できるとしてしまうと、委任者の死亡によっても委任契約が終了しないとする意味が減殺されてしまう

委任契約がもっぱら委任者の生前の事務処理を予定していたときは、委任者が契約の履行開始後完了前に死亡したに過ぎないと考えられ、相続人は原則としてこれを解除することができないと考えられる。ここでは、相続人を拘束することが適切でないと考えられる事情の有無を検討することでよい。←従来の議論が想定していたタイプ。しかし、平成4年最判や平成21年東京高判は、もともと死後の（死後でないと処理できない）事務を委託したものであり、このような考え方では処理できない。

平成21年東京高判は、委任者の地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない旨の当事者の合意を根拠に、委任者の地位の承継者からの委任契約の解除を認めないとしたが、もっぱら死後の事務処理を目的とする委任契約においては、委任者が死亡しても委任契約を終了させないという合意に委任者の相続人も解除できないという趣旨が通常含まれていると解すべきであり、合意の有無というより、その合意に相続人などの承継者を拘束すべき合理的な根拠を見いだせるかが問題である。

Ⅲ 若干の検討

1 死後事務専一目的委任

もっぱら委任者の死亡後における事務処理を委託する委任契約においては、委任者は自己の死亡後に契約に従って事務処理がなされることを想定して（葬儀や供養は死亡後でないとできない）、契約を締結している。この場合に、委任者の死亡によっても契約を終了させない合意があることは明白であり、むしろ、その合意を尊重することに相続人の利益との関係で合理性があるかどうか問われるべきではないか。もちろん、そのような合意があれば、どのような内容の委任契約であっても、委任者死亡により終了しないとするは許されない。

死亡した委任者の意思を実現するための財産処分や法律行為（準法律行為も含む）は、委託された事務処理が委任者の死亡と直接関係するものであり、かつ一定の範囲内にある場合には、死亡した委任者が敢えて相続人（または受遺者）ではなく他人に死後の事務処理を委託したことを重視して、例外的に許容すべき（以下、このような契約を「死後事務専一目的委任（契約）」という）である。

- ・一定の範囲内 当該契約で委託された事務処理が委任者の死亡後比較的短期間で終了する場合、当該契約の内容が特定されており相続人にとって過大な負担とならない場合、または委任者の希望を実現することが委任者の生前の社会的地位に照らして相当である場合、ないしは相続人の利益を不当に害さないような場合等

これらの場合には、意図された事務処理の内容により、相続人が当該契約を解除することは許

されないと解すべきである。すなわち、受任者に委託された財産処分が上記のような範囲内にある場合には、受任者による被相続人の意向に添った事務処理が相続人の意向に反するものとしても、相続人は正当な理由がない限りそれを甘受しなくてはならず、当該委任契約を解除することはできないと考える。

ただし、委任者の地位を相続したが故に自ら締結したのではない委任契約に拘束されることになる相続人の利益も考慮しなくてはならない。また、委任者の死亡後も終了しない委任契約の受任者が、委任者の死亡後に委託された財産処分を行うことを認める際には、遺言制度との衝突に配慮する必要がある。

2 具体的検討

(1) 遺体の引取り・埋火葬等

一般的には死亡した者の親族・相続人が行うべき事務であるが、死後事務専一目的委任において受任者にこれらの事務処理を委託することは可能←これらの事務処理により相続人の利益が不当に侵害されることは考えにくい

(2) 委任者生存中の未払債務の支払い

支払いを行うかどうかは原則として相続人に判断が委ねられるべきであるが、死後事務専一目的委任において受任者に少額かつ債務の性質から速やかに支払われることが求められる債務の支払いを委託することは、可能←債務の速やかな清算は相続人の利益にも資する

(3) 居住空間の明渡し

原則として相続人が行うべきであるが、死後事務専一目的委任において受任者に当該事務処理を委託することは可能←積極的に新たな債務を負担するものではない

(4) 葬儀

一般的には死亡した人の親族や相続人が葬儀主催者（喪主）となって執り行うべきものであるが、死後事務専一目的委任において、葬儀関連事務を受任者に委託することは可能な場合もある。ただし、葬儀には比較的高額の出費が伴うことから、受任者が支払った葬儀費用を相続人に求償しようとする場合は、相続人の利益に配慮しなくてはならない。そこで、葬儀費用は、葬儀の規模や費用が生前の委任者の社会的地位および遺産総額に照らして相応であると判断できる場合に限って相続財産の負担になると解する。もっとも、死後事務専一目的委任では、相当性の判断に際して、後見人や受任者の場合のように必要最小限度に出費を抑えるべきとするのではなく、ある程度まで委任者の意思を尊重してもよいと考える。すなわち、委任者のライフデザインの締めくくりとして受任者に葬儀が委託されたようなケースについては、相続人にとって過度な負担とならない限りで、委任者の意思を優先すべき。

(5) 法要・永代供養

基本的に葬儀で述べたことが妥当する。すなわち、死後事務専一目的委任において受任者に委託された法要や供養が、その規模や費用の点で生前の本人の社会的地位に照らして相応であり、相続人の利益を不当に害さないと判断できる場合に限って許されるとすべき。ただし、永代供養

については死亡後相当長期間継続するため、別段の考慮が必要。すなわち、当事者の意思に基づく契約とはいえ、原則として解除が認められない死後事務専一目的委任契約に受任者(場合によっては相続人も)を不当に長期間拘束することは許されないから、法要や永代供養を正当化するためには、期間も含めて合理的な範囲に限るとすることが必要。

3 承認可能性

現行法は、死後事務を委託する委任契約について、特段の規定を設けていない。しかし、委任者のライフデザインのフィナーレにおける意思尊重という観点からも、また社会的ニーズからも、このような委任契約、特に死後事務専一目的委任契約を正面から認める要請は、きわめて大きい。

現在、委任の終了事由について、法制審議会民法(債権法)改正部会において、改正法案が検討されている。

【3.2.10.16】(委任の終了事由)

委任は、次に掲げる事由によって終了する。

〈ア〉〔甲案〕委任者又は受任者の死亡。ただし、特定の事務を目的とする委任であって、委任者の死亡によっても終了しない旨の合意があったときは、この限りでない。

〔乙案〕委任者または受任者の死亡。

〈イ〉委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。

〈ウ〉受任者が後見開始の審判を受けたこと。

この提案は基本的に現民法653条を維持するものであるが、〈ア〉において、当事者が委任者の死亡によっても契約を終了させない旨の反対の合意を認める要件について、二案を併記している。

〈甲案〉

・内容 〈ア〉ただし書を加えることによって、委任者の死亡によっても契約を終了させない旨の当事者の合意に関する規律＝一般的・包括的な権限を付与する委任は認められず、委託される事務の内容があらかじめ合理的な範囲に特定されていなくてはならないと規律する。

・コメント 一定の限界を付して委任者の死亡によっても終了しない委任契約を正面から認めるもので、まさに死後事務専一目的委任契約の可能性を切り拓く規律

〈乙案〉

・内容 委任の存続を認めても委任者の地位を承継した相続人は任意解除権を有しており、いつでも委任を解除することができることを理由に、何らの限定も加えず当事者の意思に委ねる

・コメント 死後の事務処理に関する不明確さを払拭できず、またニーズに応えることができない

これまで、人が死亡した際の財産の処遇を考える際に、被相続人（委任者）の意思を尊重するという視点が欠落していたのではないだろうか。これは、相続法秩序が、被相続人の財産を相続人に承継させることを主眼として構成されていたことによる。民法典が制定された当時、今日のような核家族化や超高齢化は想定されていなかった。しかし、時代の進展に伴い、死後事務を信頼する第三者に委ねることを欲する、または委ねざるを得ない人が増加している。死後事務専一目的委任は、相続法秩序と衝突する場面が多いが、現行法のもとでも、社会のニーズを民法の解釈に取り込むことで、場合によっては相続法秩序を超克し、委任者の意思を尊重することが許されるべき局面もあるように思われる。

死後事務専一目的委任契約については、委任者の死後も委託された特定の事務に限って委任者の地位が存続すると擬制することによって、こうした委任契約を正面から認める方向を模索すべきと考える。

IV ドイツの法状況

1 ドイツ法を取り上げる意味

- ・成年後見制度の導入にあたってドイツ法が大いに参考にされた
- ・委任契約が委任者の死亡によっても終了しないとする解釈に対してドイツ法の影響が大きい

2 埋葬費用

埋葬については、近親者が執り行う権利義務を有する。近親者とは、配偶者、卑属・尊属および血族および姻族、兄弟姉妹およびその子、婚約者、パートナーを指す。近親者の間で埋葬の細目（葬式のやり方、墓の装飾など）について意見が一致しないときは、最近親者（親等の近い者が優先）がそれを決定する権利を有する（通常、世話人というだけでは決定権はないが、一部の州の埋葬法において、身上監護を職務範囲とする世話人に決定権が認められている）。近親者がやらない場合には、公安当局が埋葬を執り行い（代執行）、その費用を各州の埋葬法にしたがって相続人から取り立てる。

- ・死者の埋葬について決定する権利義務は、死者の最近親者にある。これは、最近親者が相続欠格などで相続人でない場合も変わらない。
- ・埋葬の費用は、相続人が負担する（BGB1968条：相続人は被相続人の埋葬費用を負担する。）。相続人ではない者が埋葬を執行して負担した場合、埋葬執行者は相続人（あるいは相続財産）に償還請求することができる。相続人は、埋葬費用負担の原因（契約によるのか、事務管理によるのかなど）に関係なく、実際に埋葬を執行した人に対して負担義務を負う。
- ・相続人が財政的に支払える状況にない場合に、必要な埋葬費用は、当該義務者に費用を負担させることを期待し得ない限りで申立てにより社会事務所が一時的に負担するが、相続人は、最終的には相応な埋葬の費用を負担しなくてはならず、これは故人とその相続人の財政状況

に照らして判断される。

- ・埋葬費用の負担について相続人らの資力は考慮されず、相続人は遺産の限度で（被相続人の生活領域で支配的な考え方や慣行にしたがって相当な埋葬をなすために必要な範囲で）その費用を弁済すればよい。←遺産からの給付能力は考慮されるが、相続人のそれは考慮しないとするのが通説的見解

したがって、死者が指名した者や近親者の決定にしたがって執り行われた埋葬費用のすべてを、相続人が負担すべき義務を負うわけではない。ただし、埋葬について決定権を有する近親者と相続人との間で、埋葬の方法（費用負担）について合意することも許される（判例・通説）。

3 世話との関係

世話は、世話裁判所の廃止決定がない限り終了しないが、被世話人の死亡による世話の終了（世話の終了事由の9割を占める）は自明と解されている。世話の終了には未成年後見の規定が準用されるが、未成年後見の場合には、成年となった被後見人に対する計算報告・財産の返還が可能であり、死後事務が問題になる場面は多くない。

世話終了時の世話人の職務としては、世話裁判所への選任証書の返還および終了の報告、財産の引渡しおよび管理の計算、応急処分義務、遺産管理の申立てなどがある。緊急の場合には、被世話人の事務は、相続人が管理できるようになるまで継続できる。しかし、このことは世話人に、遺産から埋葬費用を支払う権限を付与するものではない。

ドイツでは、通常の世界話の場面においても、世話人の職務範囲を必要最小限に限定しており、このことは世話の終了の場面においても同様である。

4 本人の意思の尊重

葬儀については上で見たように埋葬法、相続法で規律されている。ここでは、被相続人は自己の埋葬について特定の指定ないし意思表示をなすことができ、この意思表示には別段の方式は要求されていない。

そして、本人の意思が可能な限り尊重されるべきとされているので（本人の意思が表明されていない場合には、死者と相続人らの社会的地位を考慮して相当とされるやり方で葬儀を行うべきとされている）、本人が近親者以外の者に葬儀・埋葬等に関する事務を委託したいと考える場合には、葬儀会社や宗教団体と契約を締結することでよい。ドイツ民法672条は明文で委任が委任者の死亡によっても終了しないことを規定しているため、このような契約は委任者が死亡しても終了しないと考えられている。この場合、受任者の相手方は、委任者の相続人であり、両者の間では従来どおりの内容で委任契約が存続することから、受任者は委任者の指示に従って事務を処理すればよい。このとき、受任者はいつでも委任契約を解除することができ、委任者の地位を承継した相続人もまた自由な解除権を有する。

また、被相続人がする自己の埋葬についての特定の指定ないし意思表示は、負担の方法で行うことも可能であり（BGB1940条：被相続人は、他人に給付を求める権利を与えることなく、遺言によって、相続人又は受遺者に給付義務を負わせることができる（負担）。）、この場合に、相続人又は受遺者は、指定の方法で埋葬する義務を負うこととなる。

なお、被相続人の意思表示に基づく埋葬費用が相応な埋葬の限度を超えるときは、遺贈と同様に、埋葬執行者との関係では指定は有効とされる（遺産の限度で相続人は費用を負担する）。

-
- 1 懸念される問題として、以下の二点が挙げられる。第一に、後见人・受任者が利用者・委任者の死亡後もそれらの者の代理人として事務を処理できるとすることは、権利能力の終期を死亡時とする民法の考え方と相容れない。第二に、委任契約は通常諾成・無方式の契約で口頭でも締結可能であるので、死後事務委任契約を無制限に認めることは、厳格な方式が要求される遺言制度および遺留分制度に矛盾・抵触するおそれがある。
 - 2 判断能力は減退していないが財産管理や身上監護に関する事務処理の委託を欲する者が、通常の委任契約を締結する場合に、このような契約を「財産管理契約」、「任意代理契約」、「見守り契約」などと呼ぶ。
 - 3 Aの死亡後、Yが遺体を引き取り、3月29日に葬儀が行われた。喪主は形式上Xの弟Dがなっていたものの、現実にはYの采配で、諸々の事務が処理され費用が支払われた。同日の葬儀終了後（Aの親族で葬儀に参列したのはXとD夫妻のみ）、YはXやDらの前で「Aから200万円ほど預かっている。AからBにお礼するように言われているので、Bに20万円を渡したい。残りのお金は四十九日忌の法要などに使う」旨を話し、その場でBに20万円を渡したが、XやDも異議を唱えず、DにあってはYに「四十九日忌までの法要を執り行って欲しい」と要請した。